

(様式5)

最終更新日:令和 3年 3月26日

公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.internationalsportschanbara.net/jp/honbu/organization/gcode/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	中長期目標としては、各都道府県協会の体協加盟の促進と、スポーツチャンバラの国体公開種目化を掲げ、ウェブサイトで公開している。また、各年の事業計画書にも記載されている。	
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	様々な年代層にスポーツチャンバラを指導することができる指導者を育成するため、インストラクター資格を整備し、全国各地において指導者講習会を開催している。	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	当協会の自己財源には、年間の会費や段級資格の登録費等がある。この収入は毎年ある程度の金額を受領できているので、自己財源の確保という観点から財務の健全性確保にも重要な役割を果たしている。また、大会や講習会については(独)スポーツ振興センターから助成金を受けている。	
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	現状としては、外部理事・女性理事はどちらも皆無である。 次期役員改選時(令和4年3月ごろ)までには女性理事・外部理事割合の目標を定め、増加に努めていきたい。	
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	公益社団法人であるため必要ない。	

6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	現状アスリート委員会は存在していない。新型コロナウイルスの拡散により、2020年度は主要な大会をほぼ開催できておらず、アスリート委員会を構成するべきアスリートの選出自体が困難である。新型コロナウイルス関連の情勢が落ち着き次第、アスリート委員会の編成について、検討していきたい。	
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在の理事は19名で構成している。 現状の理事は、競技創始者や主たる指導者であり、理事会の規模としては適切である。会議出席率もおおむね6～7割を超えている。	役員名簿
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	理事就任の際の年齢制限は現在設けていない。 次期役員改選時（令和4年3月）までに、年齢制限の導入について検討を開始する。	
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	理事在任期間と再任回数の上限は現在設けていない。 次期理事改選時（令和4年3月）までに検討を行いたい。 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 下記2点について、令和3年度中に実施していきたい。 ・理事就任時の年齢制限を含めて新陳代謝を図るための計画を策定し、組織として合意形成を行う ・組織運営及び業務執行上、10年を超えて引き続き在任することが特に必要である理事について、役員候補者選考委員会等において実績等を適切に評価する	
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	現在、役員候補者選考委員会は存在しない。 令和3年中に、設置を検討していきたい。	
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	会員規程、賛助会員規程など必要な規程を整備している	会員規程、賛助会員規程
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款、入会審査規程ほか必要な規程を整備している。	定款、入会審査規程、会費規程

13	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人業務に関する各種規程を整備している。	定款、会計処理規程、事務規程、文書管理規程
14	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	謝金や旅費に関する規程を整備している。	謝金規定、旅費規程、役員の報酬並びに費用に関する規定
15	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款において、基本財産の扱いについて規定されている。	定款
16	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	会費規程・賛助会費規程において、収入確保のための必要な規程を整備している。	会員規程、賛助会員規程
17	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	選手選考規程、競技審判規程など、必要な規程を整備している。	選手選考規程、競技審判規程
18	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	現在は未整備である。令和3年度中に整備を検討している。	
19	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	理事に弁護士・税理士資格のある者がおり、専門家への問い合わせ体制は整備されている。	
20	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	独立した委員会としては設置されていない。令和3年度中に整備を検討したい。	
21	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	委員会の整備は行っていないが、理事に弁護士・税理士資格者がいるため、法務・会計の専門意見自体は供給される状況である。	
22	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	現在、独自のコンプライアンス研修は実施できておらず、JSPO・日レク等の研修に参加して、必要な知識を得ている。	
23	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判・指導者講習会にて、必要な知識について講習している。	

24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判・指導者講習会にて、必要な知識について講習している。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	理事である弁護士・税理士資格者から、随時サポートを得られる状況である。	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	公益法人会計基準に基づき、適切に会計処理を行っている。	決算報告書、定款、会計処理規程
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(独) スポーツ振興センターからの助成金に関し、同助成金の会計規程および手引きを遵守して会計を行っている。	JSCガイドライン
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令に基づき、主たる事務所での開示を行っている。	
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	現在、大会については、基本的に必要な段級資格者である限り、だれでも参加できる状況である。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に	ガバナンスコード(自己説明)の公表を行う予定である。	遵守事項の自己説明
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	役員と法人間の利益相反については、法令に基づき適切に処理している。選手・指導者間のポリシーについては未整備であるので、整備を急ぎたいと考えている。	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反に関するポリシーが存在しないので、整備を急ぎたいと考えている。	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報制度に関する規定は整備している。現在窓口担当者を選定しなければならない状況である。	
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報制度に関する規定は整備されているので、しかるべき有識者を選定することとしたい。	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	会員の懲罰に関しては当協会の定款及び別に定めた倫理規程のもと理事会ないし総会の決議によって判断される。その旨が会員規定・倫理規程にて整備されている。	会員規程、定款、倫理規程

36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	現在までに処分審査が行われたものはないが、そのような事案が発生した場合臨時で理事会を行い、協議、対応する。	
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるように自動応諾条項を定めること	競技審判規程、倫理規程において、自動応諾条項を整備している。	競技審判規程、倫理規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	これまで処分事例の発生はないが、処分を下す際には、日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託することが可能であることを処分対象者に書面で通告する。	
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	現状、危機管理マニュアルが存在しないので、令和3年中に整備を検討している。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年以内に不祥事は発生していない。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年以内に不祥事は発生していない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	倫理規定において、地方組織についても規律している。年1回、全国の支部の代表者を集めた全国総会を開催し、意見交換を行っている。	倫理規定
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	当会ウェブサイトにおいて、必要な情報提供を行っている。また全国各地を巡業して、審判指導者講習会を開催している。	